

熊本県立大学改革推進委員会第2回会議
会 議 概 要

1 日 時 平成16年12月20日(月)13:00~15:10

2 場 所 熊本県庁本館5階審議会室

3 出席者 別紙出席者名簿のとおり

4 議事概要

(1)開会

議事に先立ち、中央青山監査法人関口公認会計士の今回からの会議出席について、委員長から提案があり、了承された。

(2)議事

各検討部会の検討状況について

資料1-1~資料1-3に沿って事務局から説明。

公立大学法人熊本県立大学定款(素案)について

資料2-1~資料2-3に沿って事務局から、資料2-4に沿って梅林委員から説明。その後、委員からの発言と事務局の答弁あり。

中期目標・中期計画(素案)(教育研究検討部会所管分)について

資料3に沿って、古賀学生部長から説明。その後、委員から質問と事務局の答弁あり。

(3)閉会

・次回日程及び意見・質問票について事務連絡

議事の詳細については、別紙のとおり

熊本県立大学改革推進委員会第2回会議
出席者名簿

委員長 北川 正（熊本県総務部長）
委員
有識者 宮崎 昂雄（金剛株式会社代表取締役社長）
良永 彌太郎（国立大学法人熊本大学法学部長）
石川 博敏（公立高等学校校長会会長、済々黌高校長）
高崎 信次（九州看護福祉大学事務局次長）
豊永 類子（前NHK文化センター熊本支社長）
若木 陽子（日本赤十字社熊本健康管理センター管理栄養士）
熊本県 角田 岩男（総務部次長）
県立大学 梅林 誠爾（学長）
元吉 瑞枝（文学部長）
大和田 紘一（環境共生学部長）
中宮 光隆（総合管理学部長）
豊田 貞二（事務局長）

事務局

私学文書課 市川 靖之（課長）
村山 栄一（総務審議員）
稲葉 智裕（主幹）
坂本 久敏（参事）
枝國 智一（参事）
県立大学 倉永 保男（事務局次長）
吉田 雄治（企画課長）
石野 公浩（総務課長）
野白 三郎（企画課主幹）
元島加奈子（企画課参事）

オブザーバー

中央青山監査法人 関口恭三公認会計士

熊本県立大学改革推進委員会第2回会議
委員意見及び事務局答弁詳細

1 各検討部会の検討状況について

特になし

2 公立大学法人熊本県立大学定款（素案）について

【委員長】

はい、ありがとうございました。資料2 - 1から2 - 3につきましては事務局から、それから、資料2 - 4につきましては、大学内の評議会で検討された事項につきまして、今縷々説明いただいたわけです。資料2 - 4につきましては、今学長から説明されましたように、多少時点の修正がっておりますけれども、いかがいたしましょうか、この大きな項目5点につきまして、焦点を絞って議論したいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、そういうことで対応していきたいと思えます。それでは、資料2 - 4のところからいきたいと思えます。定款の中で、主な議論が分かれているのはこの5項目という前提で進めていきたいと思えますけれども、当初に言いましたように、今日ここでまとめるということではなくて、それぞれ議論を聞きまして、そして次のところで設置者としての案を出したいという前提でありますので、いろんな形で意見を出していただきたいと思えます。それでは中身に入りますけれども、一番目の資料2 - 4の一番ですが、目的につきましては、先程学長から話がありましたように、熊本県という、これは表現の問題だと思えますので、この辺は事務局の方に任せていただければと思えますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

そういうことで、表現の問題につきましては、事務局としては、熊本県ひいては、ということありますので、これは再度ちょっと検討させていただきたいと思えます。そういうことで進めていいでしょうか。

それでは、2番目に入ります。理事長と学長、今回のテーマの一番大きなポイントではないかと思っておりますが、資料2 - 2の表を見ながら考えていけば、割と分かり易いのではないかなと思えます。2、3、4、5ですね。2番目の理事長と学長の一体化ということにつきまして、縷々説明がありましたけれども、これにつきましては、委員の先生方もいろいろ意見がおります。今日は忌憚のない御意見をお伺いしたいと思えます。どなたからでも結構ですので、よろしくお願ひしたいと思えます。

【高崎委員】

今、いろいろ学長先生の方から縷々御説明がございましたけれども、大学は非営利であるというふうな、非営利がどのような意味での使い方をされて

おられるのか、その言葉の中でも、公立大学は収益を上げるものでないと。収益と収入とどう違うのか、収益あるいは収入を上げなければ経営は成り立っていかないと。当然、その前提に、教育研究が基本というのがもちろんでございますけれども、（それは）公立大学だけに限ってというようなことではないと思います。現在、株式会社が大学経営をやっていくというような時代にも突入しておりますし、この独法化自体が、そういう過去の、（大学は）そういう収益を上げるものではない、教育研究だけなんだというような観点からの大学の公立大学の独法化が進んできたのではないかと。やはり、私立大学のいいところ、責任の所在を明確化して、よりお互い責任をしっかりとやっていこうというところから出発したんじゃないかならうかと思えます。今お聞きしております、私立大学にいる私と感覚の隔たりがあるなと思うんですね。収益を上げなければ、先生方の人件費も当然払えないし、人件費比率も重要なポイントになってくるところだろうというふうに思います。それと、先生方の個人研究の問題とも絡んでくるところなんですけれども、私自体は、学長先生と理事長先生は、やはりしっかりそこは区別をして、学長先生は理事長に対して、説明責任がやはり生じてくると思えます、いろいろな面に関して。だから、その方が同一人物だというようなことであれば、本人が本人に対して説明をするというような形はやはり好ましくないと。やはり教学面と運営面の責任をはっきり区分しなければ、私は、この独法化の意味がないと思っております。端折った話ですが、以上です。

【梅林委員】

私はあまり経済は得意ではありませんので、収益と収入がどう違うのかうまく説明できませんけれども、私は違う意味で使っております。収入というのは、例えば授業料とか受験料などの学生納付金、それから設置者からいただきます運営費交付金、それから様々な外部資金、そういうのが収入だと思います。そうしましたら、収益は何かといいますと、収入から必要経費を差し引いたものですね、今おっしゃいました人件費、あるいは学生の教育のために必要な経費、あるいは研究のために必要な経費諸々のものを差し引いた残りが収益であろうと、常識的にそう考えています。それで、収入からそういう必要経費を除いて、もちろん赤字にしてはいけない。その点はおっしゃるとおりだと思うんですけども、しかし、それをプラスにしてどんどん増やすということは、大学の目的ではないと。それは御理解いただけるのではないかと思います。それで、大学はプラスをどんどん増やすのではなくて、教育と研究をきちんとやっていくことが、課せられた使命であるということです。ですから、経営感覚、一般の会社の経営感覚とは違うでしょうし、あるいは株式会社が大学をたてた場合の経営感覚と、国立大学法人、公立大学法人の経営感覚とは、おっしゃるようになってくるのではないかというふうには思います。それが第一点目です。それから、もう一つは、説明責任ということですが、学長と理事長を分けた場合の説明責任があるということではありますが、それはそのとおりだろうと思

ます。しかし、最も重要な説明責任というのは、県民や学生に対する説明責任です。大学が、果たしてどういう教育をしているのか、どういう研究をしているのか、それをきちんと説明すべき相手というのは、実は理事長というよりも県であり、県民であり、学生であると思うんですね。そこに対する説明責任をきちんと果たさないといけません。そのためには、やはり教育研究を主眼にして大学を運営していくということが大切ではないかというふうに考えております。

【高崎委員】

もちろん増やすことだけを目的として、経営を行っていくこと自体、もともと民間企業が事業を起こす場合にしましても、それはやはり社会のニーズがあるからということ、そういう企業等あたりが出てきたということでしょうから、当然一つの手段として、最終目的をそこだけに限ってしぼってするということは、当然私もそうではないと思ってますけども、やはり、効率的な経営をしていくために、今回の独法化もスタートしたというふうに思っています。そういう中で、私どもの大学では、減価償却費を年間2億6千万計上しています。10年間すると26億になりますけれども、そういう減価償却費もやはり計上していくような形での、儲けは出さなくてもいいですけども、やはり先生方に対する人件費につきましても、やはり一般論的には、5割を超えたらだめだよというような今日の私学の現状という私学白書みたいなものが、事業団の方から出てますけれども、規模が千人から千五百人くらいのところで、47%くらいの人件費比率という形になっているんですね。だから5割を超えた場合は硬直化して、増やすことが目的ではないといいますが、やはり、ある程度将来に向けての基盤整備をするための確保はある程度やっていかなければいかんということですね。それで当然、県大さんの場合は、授業料も他の私学と比べて安い。当然、県からの補助金、出資金で賄われるということをお考えすると、やはり、今後経営が行き詰まったり、人件費高騰になって経営難に陥った場合、理事長さんが全責任を持つわけですよ。理事は理事長の代理はできませんからですね。だから、そういう経営面で行き詰まった場合の、あと1億、2億、3億あれば生き返るといえるようなときに、理事長さんが財政支援のための、全力でこれに対して、奔走していただくというようなことで、やはり責任というのが、当然出て参りますし、県立大学は独法化するといっても、設置主体は県でございますから、やはり設置主体である県の関係者の方に、関係者じゃなくても結構ですけども、理事長の方に座っていただいて、学長と理事長とはやはり別人格としての組織で運営していかなければいけません。そうじゃないと、いろいろな問題が生じて参りますから。ここで縷々説明できませんけれども。平成6年くらいから大学設置の方でいろいろ関わって参りましたが、経営者側と教学面は分離独立するようというふうなことで指導を文部省から、いろいろそういうふうなことも話を聞いておりますし、いろんな面で学長先生が逆に苦勞をされると思います、そういう場合は。だから、私は、学長先生、

理事長先生は、やはり別人格で管理運営していかなければいけないというふうに、基本的にはそう思います。

【委員長】

それでは、他の委員の方、御意見一つお伺いしたいと思いますが。

【良永委員】

非常に難しいテーマだと思います、これは。実は、お伺いして、私はあくまでも外部の人間でございますので、大学人とはいえ、県立大学の中にはおりません。また、県の関係者でもございませんので、この問題について軽々な発言はできないかと、非常に緊張しております。それで、事務局の方の考え方と県立大学での考え方がまだ十分調整がついていない問題について、さてどうしたものだろうかというのが率直なところでございますが、一つは、先程学長の方から御指摘ございましたが、熊本県立大学改革基本方針11ページでございまして、私今日持ってきておりましたが、確かに御指摘のとりの記述がございまして、この点について、事務局の方でお考え方の変更があったように思います。この理由をここで述べていただいた方がいいのではないかと、議論の素材としてですね。大学側でも侃々諤々議論があったと思います。とりあえず、学長先生ずいぶん御苦労なされたと思いますが、理由も含めて、理由の適否はまた議論の対象となるとと思いますが、方針の変更の理由はお述べになった方がいいのではないかとというのが一つ。

それから、今先程の私学の方からの御発言でした。非常に厳しい環境の中で、大変頑張っておられることだと思います。私の場合、国立大学が法人化して、ようやく歩み始めたばかりでございまして、将来どうなるかまだ分からない状況で一生懸命頑張っている状況でございまして。国立大学法人は、全部理事長と学長は多分一体で出発したと思います。本学もその例外ではございませんでした。これはある種当然のことと我々は受け止めた経緯がございまして。あまりこの点については、学内でも議論はございませんでした。教学と経営は一体としている。だから、学長が理事長を兼ねるといふべきか、学長を選んでその方が理事長になっていただいている、役員会も取り仕切っていただくと、こういうことにしたわけでございまして。これはある種、学長というのは大学の教員でございまして、経営面でどうかという御心配がおありになるのは、ある種当然かと思いますが、とにかくこれで乗り切っていこうという一つの判断でございました。ただ、経営と先程ございましたけれども、要するに大学を運営していくためには莫大なお金がかかります。お金は何のために集めるのか、集めたお金は何のために使うのか、ちゃんと有効に使ったか、全部これは検証して行かなくてはならない。これが、目標、計画それから評価のところまで厳しく問われる。6年後はこれが確実に降ってきます。それで、その場合には大学としては自律性ですね、自分達で決めていくけれども、その結果については厳しい責任を問われるということでございます。そういうことで熊本大学は出発したというこ

とでありますので、その意味で、先程学長先生からのお話と共通する部分が大変多かったのではないかと考えております。

ただですね、ちょっとこれは少し私の印象めいたことになるので、その点お許し願いたいんですけれども、大変失礼なことを多少触れるかと思いますが、その点お許しいただきたいと思います。私、外部から熊本県立大学の方という若干関わりがございます。少し話題として小さいかも知れませんが、たとえば公開講座とか三大学の単位互換。こういうことですね、やはり県立大学の対応は鈍いなあというのが私の印象です。直近でいえばですね、地域大学コンソーシアムという考え方がございまして、これについては、全国の協議会が発足しております。それで、熊本大学と学園大学がすぐこれに参加するという方針を決めました。しかし、まあいろいろ経緯もございまして、是非これは県立大学の方にも問題を投げかけて、三大学で一緒にいこうと、本学と学園大学はこの問題について、じっと我慢して待ってきた経緯がございます。もう随分時間が経ちます。まだ返事が来ないわけです。今日も事務の方に確認してきましたけど、まだ返事が来ませんと。もうこの協議会が発足しておりますが、途中で入ってもいいということもございましたので、もうしばらく待とうという状況でございますけれども、いずれにしろ、地域で生きていく大学という謳い文句は非常にいいんですけども、具体的に抱えている問題についての迅速な意思決定が、どうもうまくできていないんじゃないかなという気がしないでもないです。もちろん、私が関わった数少ない例でございますので、このことをもって、県立大学の全体を推し量るつもりは、もちろんございませぬけれども、どうもそういうことで、少し対応が遅いんじゃないかなと。非常に世の中は急激に動いておりますので、だから、理事長と学長の一体型は、もちろん筋論としては分かりますけれども、それでほんとにやっつけていけるんですかねという気がしないでもないわけです、現実問題として。ですから、今のやり方を単に踏襲するということであれば、これは危ないという気がするわけです。そのときは、自己切開を大胆にする必要があるだろうというようなところでございまして、ああせいこうせいということではなくて、その程度でお許し願えれば大変有り難いと思います。

【委員長】

はい、今日はいくまでもそれぞれ意見を出してもらおう場ですので、多少厳しい意見もあるかも知れませんが、その辺は了解していただきたいと思います。

【梅林委員】

具体的な御指摘について、お答えできますかね。答えてもいいのでしょうか、コンソーシアムの問題ですが。

【委員長】

まずですね、うちの方の一番目の方針の問題ですね、これについてちょっと

説明をお願いします。

【事務局】

先程来梅林学長、それから良永先生から話があがっております。県立大学改革基本方針につきましてでございますけれども、先程御説明いたしましたように、本年7月に策定したものでございます。ここの11ページには、学長、理事長につきましては、「経営面と教学面を総合的に調整し、機動的な意思決定を促進する意味から、原則として、理事長が学長を兼務します。ただし、法人化後の経営面は重要であることから、別々に置くことも検討します。」としておりまして、ここは、正直申しまして、先行しております国立大学につきましては、兼務でやっているという状況を見ながら、とは言っても、地方独立行政法人法の中で、地方公共団体が、制度を作った総務省、文科省に、それぞれ公立大学は、地域の事情によっていろいろあるんだというようなことを要望しながら、こういう別置のものも認められたというような中で、熊本県立大学としてはどうあるべきなのかというのは、実際この時点では、踏ん切りがついておらなかったというのが正直なところでございます。それで、この辺につきましては、法律に書いてあるような原則論と、地方公共団体それぞれに認められた別置型、それぞれをこれから検討していきたいと考えておったところでございます。そういった中で、今回事務局案を別置型で出させていただいた。国立大学などでは理事長、学長兼務でやっているのに、それだったら県立大学もできるんじゃないかというような話もあるかも知れませんが、総合的に考えますと、例えばですね、事務局体制などを考えますと、国立大学と比較して、経営面、マネジメントを支えるスタッフ体制、そういったものが国立大学と比較すると、これはちょっと弱い部分もでございます。そういった中で、特にマネジメント、そういったところで、教学、運営、こういったものを専門分化してやっていく方が今の熊本県立大学には適しているのではなからうかと考えましたのが一点。それから、この理事長、学長の問題につきましては、私学でもそれぞれパターンがございます。兼務しているところもあれば、別置のところもございます。それで、その時期時期、その人物によってうまくいっているところもあれば、うまくいっていないところもある。最終的には、その人それぞれのところもあるのかなというふうには正直思っておりますけれども、長期的に安定したシステム、制度というのを考えたときには、それぞれの方2人、分離して、経営、教学担っていただくのが、長期的に安定したシステムとしては、好ましいのではなからうかというふうに現時点では考えて、こういった事務局素案を出させていただいたところでございます。一応こういった背景で、今の事務局素案、考えているところでございます。以上でございます。

【梅林学長】

県大は、地域、地域と言ってるけれども、実際には地域に十分打って出ていないのではないかという御指摘でありますけれども、その御批判は、一面では

受けざるを得ないと。先週だったと思いますけれども、熊本県の県内の大学の学長、それから高等専門学校の校長先生が集まって、熊本地域での大学間の連携について話し合いがございました。今御指摘がありましたように、その場では、県大としては、コンソーシアムの立ち上げについては、少しまだ時期が早過ぎるのではないかというふうなことも話しました。それは、理由は、もちろん、大学間の連携を早急に進める必要があると。県大といたしましても、熊大や学園大学との単位互換を行っておりますし、そして、パレアでの県民カレッジにいくつかの大学とともに参画しておりますので、そういう点からそれを一層広げていくことが重要であると思っているんですけれども、ただ、ちょっと段階的に捉えている面がありまして、法人化の問題が前面に、頭の中に入りまして、この問題を整理したうえで、その次の段階で、そういうコンソーシアムの立ち上げという話になってくれると、県大にとっては都合がいいんですけどもということで、そういうような事情から申し上げていった次第です。しかし、県内の他の大学の学長等々の御発言を伺ってみますと、とりわけ熊本大学や崇城大学の先生方の御発言を聞いてみますと、既に国立大学の法人化以降、大学間の競争といいましょうか、それは熊本だけでなく、熊本と他の地域との大学間の競争というのは非常に激しくなっていて、もう既にそういう時期が来ているという印象を受けまして、良永先生がおっしゃいますように、もうちょっと時間を待ってというような段階ではないような気が私個人的にはしております。それで、大学の方針といたしても再検討しないといけないと、まだ返事ができませんけれども、早い時期に。

【良永委員】

先生、個別はもうそれくらいで結構です。私の勝手な印象を述べましたので、もし間違っていたらお許しください。

【委員長】

はい、ありがとうございます。いろいろ御意見があるということ念頭に置いて、今後の参考にさせていただけたらと思います。

宮崎委員、何かございますか。

【宮崎委員】

この理事長と学長の問題、それから理事会の構成、経営会議の構成の問題等々私の感覚でいきますと似たような問題といいいますか、理解なんですけど、実は先程私学の先生、ちょっとおっしゃいましたけれども、この10年の変化というのは無茶苦茶な変化でございまして、いろんな人がいろんなことを言いますが、一つは、10年ちょっと前にソ連が崩壊をしてしまったというのが大きい。それから、ITの発達がすごい。こういうようないろいろな要素があって、私共の身の回り、それは県庁さんも大学さんも家庭も全て同じだと思いますが、すごい勢いで実は変化してきております。この勢いは、当面しばらくは止まら

ないといいますが、加速することはあっても、ゆっくりなることはないんじゃないかと思いますが、そういった中で、素早い分析をして、素早い対応をしていかないと、全ての組織が生き残れないという状態になってきていると私は思っています。したがって、要は、きちっとした分析なりをやって、早く方針を立てていくと。そして、その方針が世の中の流れに全てマッチしているとは限りませんので、齟齬が出てきます。その齟齬に対してどう対応していくかということをもたやると。そういう、非常に素早い決断、素早い行動といったものが、ものすごい勢いで、教育界だって同じじゃなかろうかと思うんですが、これからの5年、10年の組織に求められているのは、そんなものだろうと実は思っております。したがって、(資料2-4の)この2、3、4のことなどにつきましては、照準をしっかりともう一度事務局の方で、これからの10年はどんな10年になるんだということをしっかりとよんでいただいて、そしていろいろな組織のありようとか人のありようなんかもお決めになった方がいいのではなかろうかと実は思っております。

【委員長】

はい、ありがとうございます。では、石川先生お願いします。

【石川委員】

高等学校校長会でございますが、今、大学が大変厳しい競争の中に引き込まれておられ、これからさらにそれが進んでいくということは、私たちも十分伺っているわけでございますけれども。実は、つい先日、文部科学省の中等教育局の教育企画課長さんの話の中で、今大学がこういう独立行政法人化を受けて、次々と改革が進んでいると。それで、次に来るのは公立の高校ではないかと。そういう厳しい言葉をいただいた、そういう立場にある関係から、なかなか私も発言がしにくかったです。

県立大は、その前身の女子大学から、熊本県内におきましては、特に教育界におきましては、本当にいろんな功績といいますが、重要な任務を果たしてこられたというのは、私たちも重々承知しておりますし、現時点でも、私たちの世代あたりまでは、女子大学の御出身で、教育界で活躍していただいている方も多ございます。

先程、各委員さんがおっしゃったように、大変厳しい中で、今後の方向性というのがなかなか見えない状況にあるわけですが、そういう中で、子供たち、生徒たちを大学教育に送り込んでいる私たちの立場としましては、今後とも、県の大学というのは、そういう意味では非常に期待は大きいんじゃないかと思えます。県立の大学ということで、非常に県民にも身近にあって関心も高いわけですね。そういう中であればこそ、これからもこの県立大学というのは長期的に活力を維持していただき、さらに増していただきたい。それはもう高校側としては、非常に大きな期待であるわけです。そういう中で、経営という面で、いろいろ先程から御意見出ておりますが、やはり、大学、教育の経営というの

は、どうしても教育の内容であるとか、研究の内容であるとか、そういったことに大きなウエイトがあるわけです。そういうことは、私たち十分承知しておりますが、先程1、2人の委員の方から出ましたように、これからやはり速いスピードで変化していく中での経営、なおかつ長期的に活力を維持していかなければならないという、そういう意味で、今後とも、県立大学がやはり強い大学であってほしいというのが、私たち高校側の願いであります。特に、子供たちの進学意欲等を考えたときに、やはり県民に身近な大学が非常に力強くあるということは、不可欠なことでございます。そういう意味で、この理事長あるいは学長の兼務等々の問題につきましても御議論いただきたい。いずれにしても、活力を増していただきたい。そういう方向で御検討いただきたいというのが意見でございます。

【委員長】

はい、ありがとうございました。それでは、若木委員お願いします。

【若木委員】

大学を卒業して約10年になるんですけれども、学生の立場からすると、学長先生がどなたになっても、理事長先生がどなたになっても、何か雲の上のような存在で、学生の時はいました。そして、実際に社会人になった時に、県立大学を外から見た時に、例えば、(理事長、学長を)兼務にするか別置にするかを考えると、別々の方が、私個人としてはよろしいんじゃないかと思っています。学長先生と理事長先生が一緒の場合は、もう(法人化前と)何が変わったのかも分からないような感じがしまして、対外的にPRが必要だとか参考意見で書いてあるので、この独法化を機会に、県立大学はこんなふうにいるいろいろ変わったんですよということを地元の皆さんに知っていただくためには、こういった組織的なところも変わったということも併せて出していった方がいいんじゃないかなと思います。

それと、参考意見の3番目のところに書いてある意見ですね、「教学面と経営面の責任をはっきり区分する」という意見に私は賛成です。やっぱり学長の仕事と理事長の仕事は、兼ねてできるくらいの仕事内容なのか、やっぱり別々でやるべきなのかということになってくるかと思うんですけども、兼ねてできるくらいの簡単な仕事ではないと想像してますので、やはり別々で、それぞれの特徴を活かして、お仕事をされていった方が、責任をはっきり区分するところがとても大事なんじゃないかなと思っています。以上です。

【委員長】

ありがとうございました。それでは、豊永委員お願いします。

【豊永委員】

参考意見の1番に書いてある意見は、私の意見なんですけれども、私もこの

件につきましては、今、両方の御意見伺って、軽々に自分の中で結論は出ておりません。ただ、理事長と学長では、掌握される業務の違いというのは、少しあるんじゃないかなというのはどうしてもあります。それに、さっき宮崎委員の発言にもありましたように、社会の進歩というのはとても早い。この中期計画の中では6年間という期限を明確にされておりますけれども、法人化による県立大学の“ニューシックス”として、そのアイデンティティーがきちっと内外に示されなければならない。そういう時代のスピードに合わせるために、スタート時には特に、兼務されたときに、教学の面のトップであるということと、マネジメントのトップであるということのジレンマが出てこないかなという懸念があります。ただ、大学というのは、優れて自律性、独立性がなければならないものだと思っておりますので、例えば別置になった場合に、その点を十分考慮して、学内のきちとした意思の統一がなされた中で議論された方がいいのではというふうに考えます。

【委員長】

ありがとうございました。それでは、大和田委員。

【大和田委員】

県立大学の方から、ちょっと御意見を出させていただきます。先程、高崎委員の方からですね、私立大学の経営が非常に、しっかり厳しくやっってるんだというようなお話がありました。それから、良永委員の方からは、今国立大学が独法化して、実際にどういうことをやってるかというような話がありました。それで、我々県立大学が独法化するということは、確かに今までの迅速な対応、決断、いろいろなことを迫られていることは十分に承知しておりますが、すぐ私学になって、学生からの入学金あるいは授業料それだけで全部やっていくというようなことではなくて、やはりこれから非常に大事なものは、我々が自分達でしっかりした中期目標を立て、計画を立て、それで、そういうことを通じて県のサポートを得て、交付金をいただく。それに対しては、時間が経つと、非常に厳しい外部からの評価がある。そういうことでこれからは成り立っていくわけで、そこのところは我々もしっかり考えているところでございます。大学を運営するということ、これは、会社の経営とはまた違ってくるのではないかと思うんですね。やはり、教育あるいは研究の面で、我々もしっかりやっていかないといけない。もちろん地域貢献ということも大事ですし、やはり、さっきの定款の最初にありましたように、熊本県から発信して、国際社会にも通じるようなことをしていかなければならない。ですから、我々としては、そういうことは大学として、やっぱり一体型で十分やっていけるのではないかと考えているわけです。その縛りとしては、中期目標、計画、それから、それについて評価が出てくるということでの、非常に厳しい縛りが出てくるというふうに考えております。

【委員長】

はい、ありがとうございました。時間の関係もありますので、今日いろいろとお話聞きましたけど、次、5番目の教育研究会議等ありますけど、それから4番目の副理事長の関係、これはまた事務的にまたいろいろと別個に協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。こういう意見を学校側として持つておられるということを理解して、また検討したいと思っております。

3 中期目標・中期計画（素案）（教育研究検討部会所管分）について

【高崎委員】

教育研究の質の向上に関する目標ということで、中期目標、大変な御苦勞の賜物だろうというふうに思っております。その前の段階で、先生方にいろいろ、教育研究の中の分野の個人研究費につきまして、いろいろやはり、先生方の研究成果を公表していくということで、ホームページか何かに、先生方の研究成果を公表されているという例というのはあるんでしょうか。ちょっとそれをお聞かせしていただいて、それからまたちょっとお尋ねしたい点があります。

【委員長】

それでは、学生部長からお願いします。

【古賀学生部長】

研究成果の公表は、大学のホームページ上で、教員のそれぞれの研究成果を過去5年程度はずっと上げています。あるいは、地域貢献研究で得られた研究成果等につきましても、同じようにホームページ上に公開しております。さらに、地域交流センターを中心としてですね、こうしたものを、地域での公開講演会といったものの開催も予定しております。

個人研究費というのがですね、ちょっと私共あまり研究費が個人というのはですね、例えば科学技術研究費だとか、それも個人という、あるいは大学からの研究費をおっしゃっているのか。私の場合で申しますと、大学からもらっている研究費はごくわずかなもので、殆どが科研費なり外部資金の導入という、ちょっと個人研究費の意味をお伺ひしたいのですが。

【委員長】

それでは、高崎委員お願いします。

【高崎委員】

当初、（九州看護福祉大学を）平成10年に設立する段階で、先生方の個人研究費も当然予算の中の人件費の一部に入れるということで、損益計算書とかキャッシュフロー計算書とかいろいろの中で入れ込んでやった中で、助手、教

授全部一律、全部同額でしたわけなんですね。これに対して文部省の方からは、助手に対して非常に配慮された内容で、同額というのは非常に高い評価をしますという、そういう話を伺いまして、その後、いろいろと先生方の研究業績の評価ですね、いろいろ学会へ提唱されるなり、4年か3年に1回くらいは学会に研究業績をですね、提出されたりしておられるんでしょうと思うんですが、そういうふうに大学においての先生方の、特に研究の分野でそういう功績をあげられた方についての個人研究費、出しておられない先生への個人研究費、一律同額でその支給がされておるのか、それと併せて、うちの大学もそうなんですけど、渡し切り予算、使い切り予算で不用額がでた場合、それをどういうふうな形で対応されておられるのか、ちょっとその辺のところも、人件費比率から、いろいろな面で今後実績主義、能力主義というのを標榜していく中では、そういう先生方の研究業績についても、やはり、たくさんされる先生に対しては、上乘せして支給したりというようなある程度の差別化が今後必要になってくるだろうと思うんですね。だからそういうところも、教育研究検討部会で検討される項目なのかどうか、ちょっとその辺のところは分からなかったものだからですね、その点をちょっとお聞きしたかったのですが。

【梅林委員】

ちょっと私が、きちんと実情を把握しているかどうか心配なんですが、個人研究費を人件費の中に入れていないことは、人件費と研究費は別々。それから、各教員に研究費という名目で支給される分がありますけれども、それとは別に、中期目標・中期計画の9ページを御覧になっていただきますと、教員研究費に学長特別交付金制度を活用し、学長のリーダーシップに基づき、特徴ある研究に予算を重点配分するというシステムを今とっております。ですから、一律にという部分と、一律ではない部分 この学長特別交付金は、実績に基づいて配分するのではなくて、研究計画、こういう分野の研究計画を奨励するという感じで、その研究計画に沿って、それが学長特別交付金の目的に合っているかどうかを判断いたしまして、支給されている。結果については、もちろん報告義務があります。そういう制度が今本学ではございます。

【高崎委員】

教員研究費の上に、そういう制度が重なっているということですよ。

【梅林委員】

そういうことです。

【高崎委員】

一定の研究費というのは皆さん同額ということですか。

【梅林委員】

いえ、それは今おっしゃいました助手から教授まで全部一律というわけではない。

【高崎委員】

それは、私共も段階毎に後で調整したんですけれども。例えば、講師の先生、助教授の先生、教授の先生というのは、教授の先生の中でも全部均等なんですか。その辺の差というのはあるのでしょうか。

【事務局】

大学の総務課の方ですけれども、予算を設置者の方に要求する段階では、国の研究費単価に準じて積算をした上で要求しております。国の単価というのは、やはり教授、助教授、講師、助手と異なっておりますので、それに準じた形で要求しております。そして、その要求の中身というのが、研究費一般ということではなくて、研究に必要な消耗品を買うお金であったり、備品を買うお金であったり、あるいは学会等に行く旅費であったり、そういうものを細かく分けたうえで要求をしているところでございます。

【高崎委員】

それで、個人研究費の場合は、使っていい分野と使われない分野とがいろいろ経理上区分がされていると思うんですよね。私共ではですね、経理課でその都度チェックしまして、この品目は購入できないとか、そういうものをそれぞれやってるわけですけれども、こちらの県立大学さんの場合は一番当初からそういうシステムというのはないのでしょうか。

【事務局】

そうですね、私立と比べるとまたかなり固くなっていると思います。渡し切りというわけではありませぬので、旅費として支給されるもの、あるいは消耗品として支給されるものということで（予算が）ついておりますので、各先生方の方で研究に必要な、今年はこの費目が必要だったけれども、実際のところ消化できなかったということになった場合には、その年度によっては、執行残という形で残ってくる場合があります。

【委員長】

いいですか。それでは、かなり時間も予定を過ぎておりますけれども、他に、全体的にでも結構ですので何かありませんか。

なければ、本日予定しておりました議題3題ですけれども、以上で会議を終了したいと思います。それでは、本日の議題のうち、2の定款につきましては、本日の議論を踏まえまして、今後、設置者としての原案を決定して、次回の第3回委員会にお諮りしたいと考えております。また、最終的には来年6月の県

議会での議決に向けまして、事務を進めていきたいと考えております。
最後に事務局から何かありますか。

【事務局】

はい、それでは事務局から連絡事項を申し上げます。次回の第3回でございますけれども、スケジュール表にございますけれども来年3月下旬を予定しております。議題としましては、定款の原案をお諮りすると、それから重要な財産の処分条例、それから公立大学法人評価委員会というものを作ることになっておまして、そういうものを提示させていただきたいと考えております。3月中下旬の次回の日程につきましては、また別途御相談したいと考えております。

それからもう1点、今日外部委員の皆様方には、ご意見ご質問票というものをお配りしておりますので、今日お出しいただけなかった分については、お出しただけたらと思っております。以上でございます。

【委員長】

はい、ありがとうございました。今日は、一番スタートとなります学長と理事長の部分でかなり時間を割きましたので、他の部分についての議論が多少消化不足かなと思っておりますが、今事務局からありましたように、御意見、御質問等ありましたら、お手元の書類に書いていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。今日はいろいろと忌憚のない意見をありがとうございました。これを参考にしまして、今後事務を進めさせていただきます。ありがとうございました。